

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年11月28日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和4年10月4日から令和4年10月28日まで

3 監査の対象部課等

健康福祉部 健康づくり課
環境経済部 農政課

4 監査の対象

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【健康福祉部 健康づくり課】

令和3年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【環境経済部 農政課】

令和3年度の財務及び事務事業執行については、生産組合活動交付金や花川水路清掃管理委託料の支出事務において、交付金や委託料の積算や実績報告に不適切な取り扱いが見られた。個別の事務処理を適切に行うことはもちろんであるが、助

成の必要性の検証や、効果的な交付のあり方について、早急に見直しが必要である。

留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求め、その他、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【健康福祉部 健康づくり課】

(1) 行政財産の目的外使用について

規則に定める期日を過ぎた使用許可申請を許可決定していることについては、関連する担当課や、公有財産規則所管課においても確認していただきたい。

ア 使用許可申請について

寒川町公有財産規則第 22 条第 2 項において、使用許可申請は、使用しようとする日の 2 月前から 1 月前までに提出しなければならないとされており、例外規定がないことから、規則の順守について、庁内への周知を徹底されたい。

イ 撮影等に係る使用許可申請について

コマーシャルやドラマなどの撮影に係る使用許可申請については、スケジュール調整の都合から急な要望が常であり、フィルムコミッション事業は他自治体との競争もある中で、対応に苦慮している実態がある。

期日を過ぎた申請を特例的に認めるのであれば、町にとって公益性があるか、シティーセールスにつながるかを十分検討されたい。また、規則の改正や、目的外使用許可の取扱要領を定めることも検討されたい。

(2) 支出事務について

委託業務が多くそのほとんどが随意契約となっていることや、新型コロナウイルス対応の緊急性の高い業務があることから、契約の相手方が適切に選定されているかを確認したが、随意契約の理由と根拠条文についてよく理解されており、適切に契約事務が行われているものと判断した。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であることを十分に認識し、関係諸規定や町のガイドラインに準拠し、今後も適正に業者選定を行われたい。

緊急を理由とする、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の適用については、国の通知を拡大解釈し、コロナ関連交付金を使った物品購入などを、5 号を根拠として随意契約している例が、健康づくり課以外の所管課で散見されている。個々の契約の具体的な内容を踏まえて随意契約の可否を判断することや、経済的合理性に留意することが必要であり、5 号の乱用は許されていない。

(3) 事務の適正化について

服務事務の処理に不適切な事例が散見されるので、特に勤怠管理については毎月確認するよう取り組みを進められたい。

また、時間外勤務の状況から、新型コロナウイルスワクチン接種業務が多忙であり、職員の精神的負担もあつたと推察される。職員の職務状態への目配せと、健康管理についても十分に留意されたい。

(4) 広告掲載について

健康だよりへの広告掲載は、事業者と町にメリットがある事業であり、今後も推進されたい。健康に関連する産業は多くあることから、今後は歳入確保策としてだけでなく、広告掲載をする事業者にも協力してもらい、町民、事業者、町が連携した健康づくりに発展することを期待する。

(5) 今後について

コロナ対策をはじめ業務量が多くなる中、概ね良好に事務処理が行われていた。さらに、特定健康診査の受診率が良かったことや、ワクチン接種事業では、町民の安心安全を確立しながら実施できたことを評価する。

今後も、町民が心身ともに健康に暮らせるよう、各種検診の普及啓発や受診率向上への取り組みを進められたい。

【環境経済部 農政課】

(1) 生産組合活動交付金について

交付金は、公益上必要がある場合に行政上の目的をもって対価なく交付されるものであり、その執行にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。また、補助金は町の貴重な財源から支出されており、透明性及び公平性が確保されなければならない。

交付金の使われ方に不適切と思われるものが散見されるため、町は交付先である組合に対し指導監督を適切に行い、実績報告書を十分に審査し、本来の目的に沿った効果があげられているのか検証されたい。

また、極めて少額の交付金もあり、交付の必要性についても検証されたい。

(2) 花川用水路清掃管理委託について

町は、花川用水管理組合に花川用水路の清掃管理業務を 1,054,625 円で委託し、その全額が清掃管理に充てられたものとして実績報告書が提出されていた。しかしながら、花川用水管理組合の総会資料の決算によると、支出の内訳には、委託料、役員謝礼、視察研修、役務費、需用費、繰越金との記載があり、町からの委託料がどのように使われたかが不明である。収入には町委託料のほかに、茅ヶ崎市からの負担金や相模川左岸土地改良区交付金も計上されており、どのように精算されているのかも疑問である。

また、費目ごとの金額から推測すると、町委託料の一部が組合の運営費に充当されているように見えるが、委託とは、行政が行うべき事業を受託した機関、団体が請負うものであり、清掃管理以外に委託料が充当されているならば、精算する必要があると考える。

委託料は積算の段階から精査し、実績報告書を十分に確認することを徹底されたい。慣例にとらわれないよう、花川用水組合とも協議し、改善を図られたい。

(3) 庶務事務について

服務事務の処理に不適切な事例が散見され、特に出勤簿や年休の処理といった勤怠管理に誤りが多数見られた。毎月確認を行い、不適切な処理が起きないように取り組まれたい。

(4) 総括的な意見として

町は「寒川町農業振興に関する補助金交付要綱」に基づき、農業団体、組合等に補助金を交付しているが、交付申請の積算根拠が明確でなく、交付金の使途も不適切なものが多数あった。

また、管理組合への用水路の清掃管理委託については、実績報告により作業が完了した事実は確認できるが、組合の決算書において、委託料との整合性が取れない状況となっていた。

補助金は、町の貴重な財源からの支出であることを十分に認識し、補助期間が長期化しているものや、既得権益化しているものは、補助の効果を検証し、目的にかなった内容となるよう改善されたい。

今後は、メリハリをつけた補助事業の整理を行い、慣例にとらわれず、主導的な姿勢で事業を推進することを要望する。